

令和元年
10月より

幼児教育・保育の無償化

が始まります！

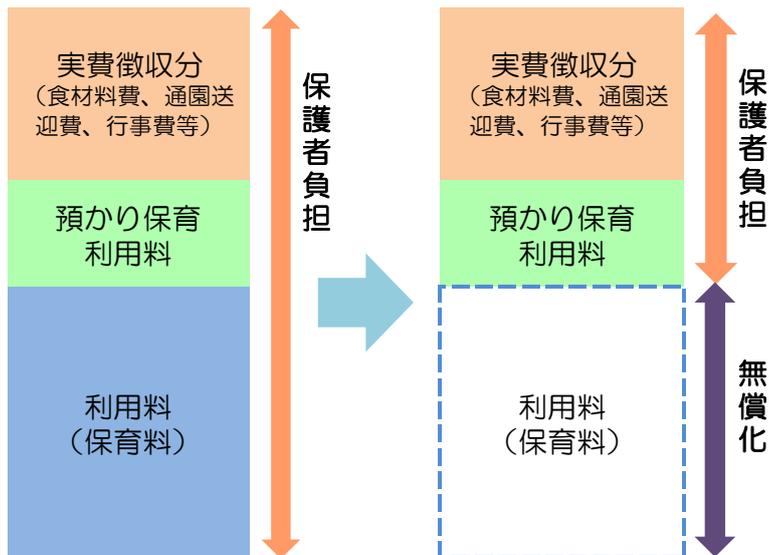
満3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子どもの

利用料(保育料)が無償となります。



これまで

10月以降



実費として徴収される費用(通園送迎費、食材料費、行事費等)や預かり保育利用料は、**無償化の対象外**のため、これまでどおり保護者負担となります。

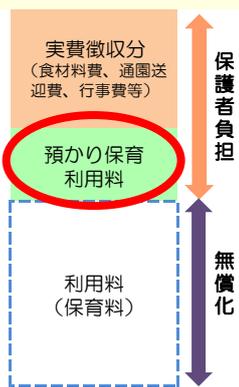
※副食費(おかず・おやつ代)の免除

下記項目のいずれかに該当する場合、副食費(おかず・おやつ等)が免除されます。

- ◆中央市保育料基準額表(1号)における所得階層が第1階層から第3階層の世帯
- ◆小学校3学年までの子どもから順に、第1子、第2子と数え、第3子以降の子ども
例:小3、5歳(年長)、4歳(年中)の兄弟の場合 ⇒ 第3子である4歳児の副食費は免除

さらに、無償化の開始に伴い

施設等利用給付が新設されます。



保育の必要性がある場合、市から施設等利用給付認定を受けることで、預かり保育も無償化の対象となります。

※認定を受けるには、申請書と添付書類の提出が必要になります。

詳しくは、裏面をご覧ください。



保育の必要性とは・・・
仕事や、出産、疾病、親族の介護、就学等で、
保護者が保育をできない事由があることを
言います。

保育の必要性のある3歳児から5歳児(小学校就学前)の預かり保育が 支給限度額まで無償となります。

※満3歳児で幼稚園、認定こども園(1号)を利用している場合は、市民税非課税世帯のみが
対象となります。

【支給限度額の考え方】

支給限度額は利用日数に応じて変動します。**支給限度額：450円×利用日数**
「①実際にかかった費用」と「②支給限度額」を比較し、金額が低い方を支給額
とします。

算定例①

A園預かり保育利用料：100円/時間
利用した日数：20日(1日3時間)

- ①実際にかかった費用
100円×20日×3時間=6,000円
- ②上限額
450円×20日=9,000円
- ①6,000円<②9,000円のため、
6,000円を支給

算定例②

B園預かり保育利用料：10,000円/月
利用した日数：18日

- ①実際にかかった費用
10,000円
 - ②上限額
450円×18日=8,100円
 - ①10,000円>②8,100円のため、
8,100円を支給
- ※差額の1,900円は保護者負担となります。

※通園先で預かり保育未実施、または水準に満たない場合(1日8時間未満、年間200日未満等)、
預かり保育事業に加え、認可外保育施設等の利用も上限額まで無償化の対象となります。

◆月額上限額：11,300円(満3歳で利用する市民税非課税世帯は16,300円)

◆対象事業：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



施設等利用給付(預かり保育等の無償化)を利用するには、

中央市から認定を受ける必要があります。

「子育てのための施設等利用給付認定申請書」と「必要書類」をご提出ください。

【申請書類等提出先・お問い合わせ】

中央市役所 本館4番窓口 子育て支援課 保育担当

中央市臼井阿原 301番地 1 TEL:055-274-8557

令和元年7月発行